

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 31 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 21 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 8 月 28 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 31 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11, 540, 000 9, 232, 000	一括	2, 308, 000	165, 216	0
1	3, 280, 000				
2	8, 260, 000				
			</		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市鶴市町字御殿 |
| | 地 番 | 1 5 5 8 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 7 1 . 6 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市鶴市町字御殿 1 5 5 8 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 5 5 8 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 2 0 6 . 3 0 平方メートル
2 階 1 0 1 . 5 4 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月24日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

北側、東側を除き、隣地との境界が不明確である。

【物件番号1、2】

売却対象外の土地（地番1557番2、1588番地1）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市鶴市町字御殿 |
| | 地 番 | 1 5 5 8 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 7 1. 6 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市鶴市町字御殿 1 5 5 8 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 5 5 8 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 2 0 6. 3 0 平方メートル
2 階 1 0 1. 5 4 平方メートル |



令和8年(ケ)第24号
令和8年3月30日受理
令和8年4月20日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市鶴市町字御殿 |
| | 地 番 | 1 5 5 8 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 7 1. 6 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市鶴市町字御殿 1 5 5 8 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 5 5 8 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 2 0 6. 3 0 平方メートル
2 階 1 0 1. 5 4 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	高松市鶴市町1524番地		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 土地所有者が本土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は本件物件の所有者です。 2 本件物件は、私が家族とともに居住するために新築しました。現在は、家族4人と同居しています。新築後、リフォームは全くしていません。建物は、雨漏りもなく特に不具合はありません。給湯は、エコキュートで、台所はIHクッキングヒーターです。太陽光発電パネルは設置していません。なお、西側の自転車置き場も新築時に設置しました。 3 物件1は、目的外土地（1557-2、1588-1）と一体地として利用しており、スロープ部分が目的外土地にかかっているかどうかは分かりません。自動車は、南側のスロープを使わなくても、北東側の市道から幅員約2.6mの舗装道路を経由して、侵入できます。かつては、西側に水路があったようですが、現在は水路はなく、南側に移転したのではないかと思います。北西側には、浄化槽を設置していますが、その区画には電柱もあります。浄化槽の関係では、新設時に水利組合に対して、費用を支払う必要がありますが、その後は水路利用料のようなものではありません。水利組合は御殿水利組合で、私が前担当者ですので、間違いありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地は非線引都市計画区域内に存在し、北側を幅員約4mの舗装市道（建築基準法42条2項道路）に、東側を幅員約2.6mの舗装道路（建築基準法外道路）に、それぞれ接道している。
- 3 物件1土地は、いずれも▲所有の目的外土地（1588-1、地目：田、1588-3、地目：宅地、1557-1、地目：畑、1557-2、地目：畑）と一体地として利用されている。物件1の土地と周囲との境界については、北側、東側を除き、判然としない。14条1項地図は存在している。物件1西側には、サイクルポート（土地定着物）が設置されているが、目的外土地（1588-1）に越境している可能性がある。また、南側の市道から、自動車で物件1に進入するためには、物件1南西側に設置されているスロープを通行することになると思われるが、目的外土地（1557-2、1588-1）を通ることになり、通行に関しては、▲と協議する必要があると思われる。なお、北東側の市道からは幅員約2.6mの舗装道路を経由して、物件1に入ることができる。
現況では公図上存在する物件1西側の水路の存在が判然としないことから、公図上の水路位置が変更され、本来の水路部分が本件物件1土地として利用されている可能性がある。
- 4 本件物件付近は、下水道整備対象外の地域であり、物件1北西側に浄化槽を設置している。▲が元御殿水利組合担当者であったとのことで、▲によると、浄化槽設置時には費用負担があるが、その後は水路利用料等は不要とのことである。
- 5 物件2建物については、経年（築後約22年経過）劣化が認められる。新築後、リフォームはしていないようであるが、雨漏りなど不具合はなく、維持管理状態は良好のように見受けられた。ネコを2匹、中型犬を1匹飼育しているが、ネコは建物内ではケージに入れており、犬は外で飼っているとのことであった。給湯はエコキュート、台所はIHクッキングヒーターで、電化住宅である。太陽光発電パネルは設置されていない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月1日(水) 9:10-9:20	高松法務局	周辺土地調査等
令和8年4月3日(金) 13:30-13:40	広域水道企業団高松ブ ロック統括センター	給配水管等調査
令和8年4月3日(金) 14:20-14:35	高松市役所	公法上の規制等調査
令和8年4月3日(金) 16:15-16:30	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影、接道外観等調査
令和8年4月13日(月) 10:00-11:20	物件所在地	立入調査、写真撮影、占有調査、評価人同行、 A から 聴取
令和8年4月16日(木) 9:00-9:10	高松法務局	周辺土地調査等

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

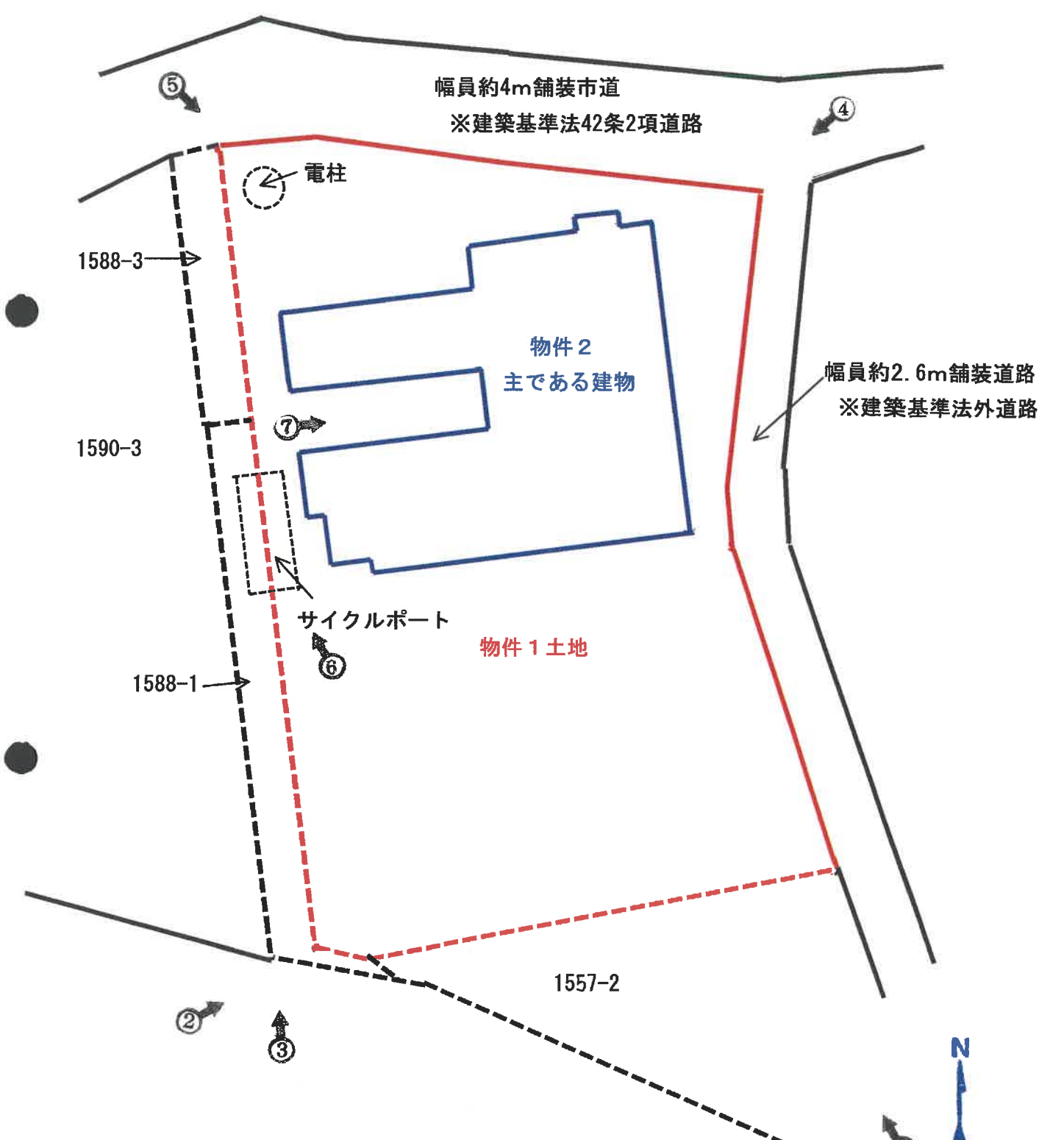
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 250



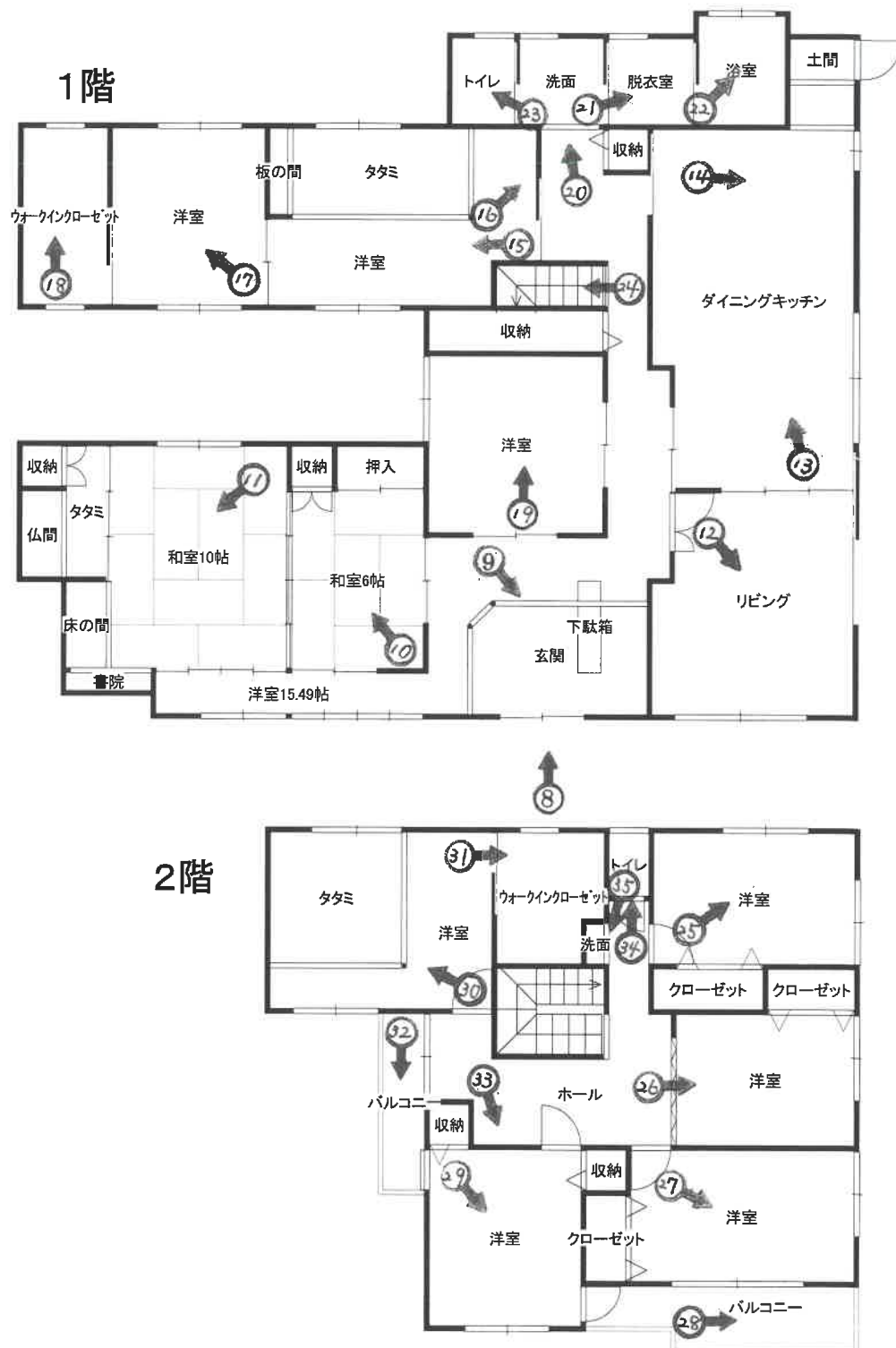
(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

写真撮影位置・方向

(6 枚目)

建物間取図(概略)

物件 2
主である建物



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。



写真摄影位置·方向

(7 枚目)



1



本件物件の外観

2



物件1 南西側の状況

3



物件1 南西側境界付近の状況

4



物件1 北東側の状況

5



物件 1 北西側の状況

6



物件 1 西側の状況

7



物件 1 西側の状況

8



物件 2 玄関付近の状況

9



物件2 玄関内の状況

10



物件2 1階和室6帖の状況

11



物件2 1階和室10帖の状況

12



物件2 1階リビングの状況

13



物件2 1階ダイニングキッチン状況

14



物件2 1階台所の状況

15



物件2 1階北側洋室の状況

16



物件2 1階北側洋室の状況

17



物件 2 1 階北西側洋室の状況

18



物件 2 1 階北西側ウォークインクローゼットの状況

19



物件 2 1階中央洋室の状況

20



物件 2 1階洗面所付近の状況

21



物件2 1階脱衣室の状況

22



物件2 1階浴室の状況

23



物件2 1階トイレの状況

24



物件2 階段の状況

25



物件 2 2階北東側洋室の状況

26



物件 2 2階東側洋室の状況

27



物件 2 2階南東側洋室の状況

28



物件 2 2階南東側バルコニーの状況

29



物件 2 2階南西側洋室の状況

30



物件 2 2階北西側洋室の状況

31



物件2 2階北西側洋室ウォークインクローゼットの状況

32



物件2 2階西側バルコニーの状況

33



物件2 2階流し台の状況

34



物件2 2階トイレの状況



物件 2 2階手洗の状況

令和8年（ケ）第24号
令和8年4月13日 現地調査
令和8年4月18日 評価

高松地方裁判所 御中

8.4.20

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉 馴 征 司

第1 評価額

一 括 価 格	
金 11, 540, 000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3, 280, 000 円
物件2（建物）	金 8, 260, 000 円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	高松市鶴市町字御殿 1 5 5 8 番 宅地 7 7 1 . 6 8 m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	高松市鶴市町字御殿 1 5 5 8 番地 1 5 5 8 番 居宅 木造瓦葺 2 階建 1 階 2 0 6 . 3 0 m ² 2 階 1 0 1 . 5 4 m ² 延 3 0 7 . 8 4 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「香西」駅の南東方約1.3km（直線距離） コトデンバス「鶴市町」バス停の東方約700m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域は高松市中心部より南西方郊外の鶴市町に位置し、一般住宅、農家住宅、事業所等が混在する外、周辺には農地も残る地域を形成している。当該地域においては300㎡程度の敷地に2階建程度の住宅等としての使用を標準的使用とする。景気は緩やかに回復しているが、人口減少等の構造的要因により需要は弱含みで地価はやや下落傾向で推移している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 用途無指定地域 60% 100% — 特になし
画 地 条 件	面 積 771.68㎡ 間 口 約26m（北側） 奥 行 約36m（最大） 形 状 ほぼ整形 地 勢 普通	
接面道路の状況	北側で現況幅員約4m舗装市道（御殿1号線、建築基準法42条2項道路）より約1m高く、東側で幅員約2.6m舗装道路（建築基準法外道路）0～約1.5m高く接面する。系統・連続性はやや劣る。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件2建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状況は北側上記市道を介して農地、西側住宅、南側農地等、東側上記道路を介して住宅である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 有 ガ ス 配 管 無 下 水 道 無	
特 記 事 項	・ 物件1土地は目的外土地（1588番1、地目：田、1588番3、地目：宅地、1557番1、地目：畑、1557番2、地目：畑、所有者は何れも物件1所有者）と一体地として利用されている。物件1の土地と周囲との境界については、北側、東側を除き、判然としない。14条1項地図は存在している。 ・ 物件1西側には、サイクルポート（土地定着物）が設置されているが、目的外土地（1588番1）に越境している可能性がある。また、南側の市道から、自動車で物件1に進入するためには物件1南西側に設置されているスロープを通行することになると思われるが、目的外土地（1557番2、1588番1）を通ることになり、通行に関しては所有者（物件1所有者）と協議する必要があると思われる。なお、北東側の市道からは幅員2.6mの舗装道路を経由して、物件1に入ることができる。	

特 記 事 項	・ 物件 1 土地北西側に電柱が存する。 ・ 現況では公図上存在する物件 1 土地西側の水路の存在が判然としないことから、公図上の水路位置が変更され、本来の水路部分が本件物件 1 土地として利用されている可能性がある。 ・ 本件物件付近は、下水道整備対象外の地域であり、物件 1 北西側に浄化槽を設置している。物件 1 土地所有者が元御殿水利組合担当者であったとのことで、当該所有者によると浄化槽設置時には費用負担があるが、その後は水路利用料等は不要とのことである。 ・ 土壌汚染については閉鎖登記簿、過去地図等による対象地の地歴調査、埋蔵文化財については高松市文化財課において周知の埋蔵文化財包蔵地の確認等を行ったが、特段の事項は確認されなかったため、これらの要因については考慮外として評価する。なお、土壌汚染の有無等の詳細は専門機関の調査を要する。 ・ 当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照。
---------	---

－ 以下次頁 －

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成15年11月30日新築 経過年数 約22年 経済的残存耐用年数 約3年
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 モルタル吹付等 内 壁 クロス貼り、パネル貼り等 天 井 クロス貼り、パネル貼り等 床 フローリング、タタミ、ビニールタイル等 設 備 電気、給排水等 その他 電化住宅
床面積(現況)	1階206.30㎡、2階101.54㎡、合計307.84㎡である。
現 況 用 途 等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り （添付間取図参照）
品 等	中位
保守管理の状態	良好
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
そ の 他	・物件2建物については、経年（築後約22年経過）劣化が認められる。所有者の陳述によると、新築後リフォームはしていないようであるが、雨漏りなど不具合はなく、維持管理状態は良好のように見受けられた。ネコを2匹、中型犬を1匹飼育しているが、ネコは建物内ではケージに入れており、犬は外で飼っているとのことであった。 ・給油はエコキュート、台所はIHクッキングヒーターで、電化住宅である。太陽光発電パネルは設置されていない。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照のこと。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関による調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	21,000	0.75	771.68	1.0	12,154,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高松-50

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $30,000 \text{ 円/㎡} \times 99.9/100 \times 100/100 \times 100/143 \approx 21,000 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……補正の必要はない。

◇地域格差：……街路条件（幅員等）+2%、環境条件（居住環境等）+40%（相乗値）

イ 個別格差：……側道+1%、系統・連続性▲1%、形状▲1%、規模過大▲20%、間口・奥行▲5%
 （相乗値）

ウ 地積：……登記数量による。

エ 建付減価：……必要なし

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費を比準し、住宅設備の状況等をも勘案して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	187,000	307.84	0.16	9,211,000

ウ 現価率：経過年数22年、経済的残存耐用年数3年、残価率5%とした定額法及び観察減価法（必要なし）を併用して下記のとおり査定した。

$$\cdot \text{現価率} = [0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{3}{22 + 3}] \times (1 - 0.0) \approx 0.16$$

観察減価

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	12,154,000	0.50	法定地上権	6,077,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	12,154,000	-6,077,000		0.9	0.6	3,280,000
2	9,211,000	+6,077,000	1.0	0.9	0.6	8,260,000
一括価格 (合計)						11,540,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：規模が過大であり、需要者が限定されること、目的外土地と一体利用されていること等より▲10%の修正が必要であると判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 高松－50

所 在：高松市飯田町字相作34番93
価 格：30,000円／㎡
位 置：JR予讃線「鬼無」駅の南東方約1.7km（道路距離）
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：238㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：西側5m市道
用 途 指 定 等：（都）（60、100）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

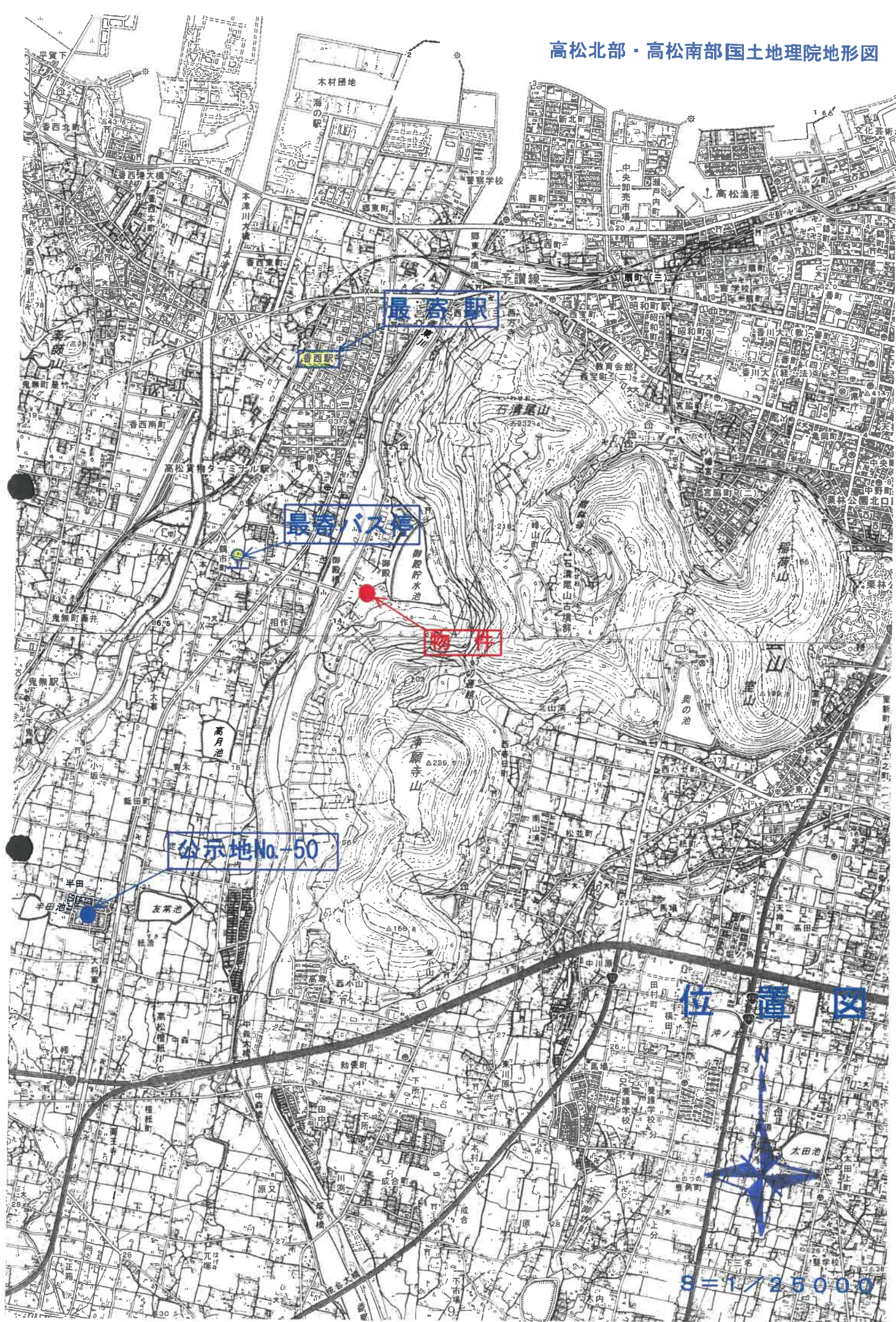
物件1：8,498,511円
物件2：9,270,136円

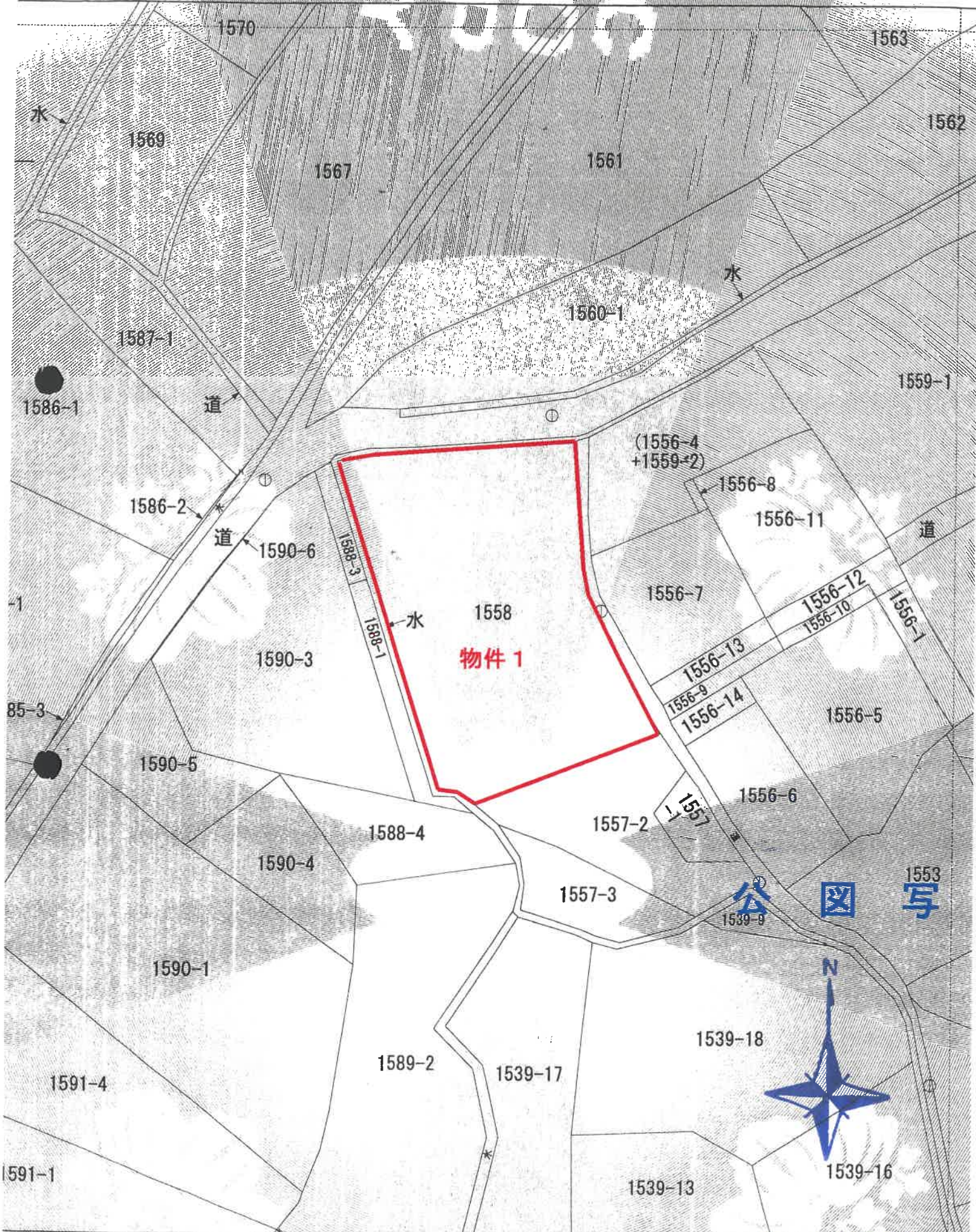
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上





登記年月日：平成15年12月8日

210410

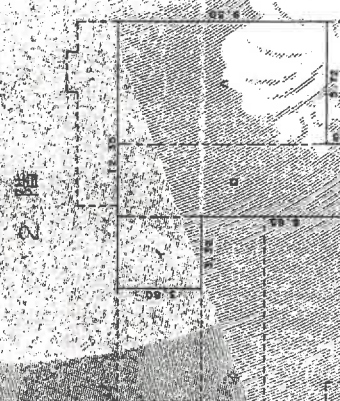
區直平鹽各

1000

面
圖
物
建

高松市鶴市町字御殿1558番地

(附錄八号—四、五)

[illegible][illegible]

縮小版

(香川県土地家屋調査士会田紙)

152-8-23

請求番号: 13-6

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 250

幅員約4m舗装市道
※建築基準法42条2項道路

電柱

1588-3

物件2
主である建物

1590-3

幅員約2.6m舗装道路
※建築基準法外道路

サイクルポート

物件1土地

1588-1

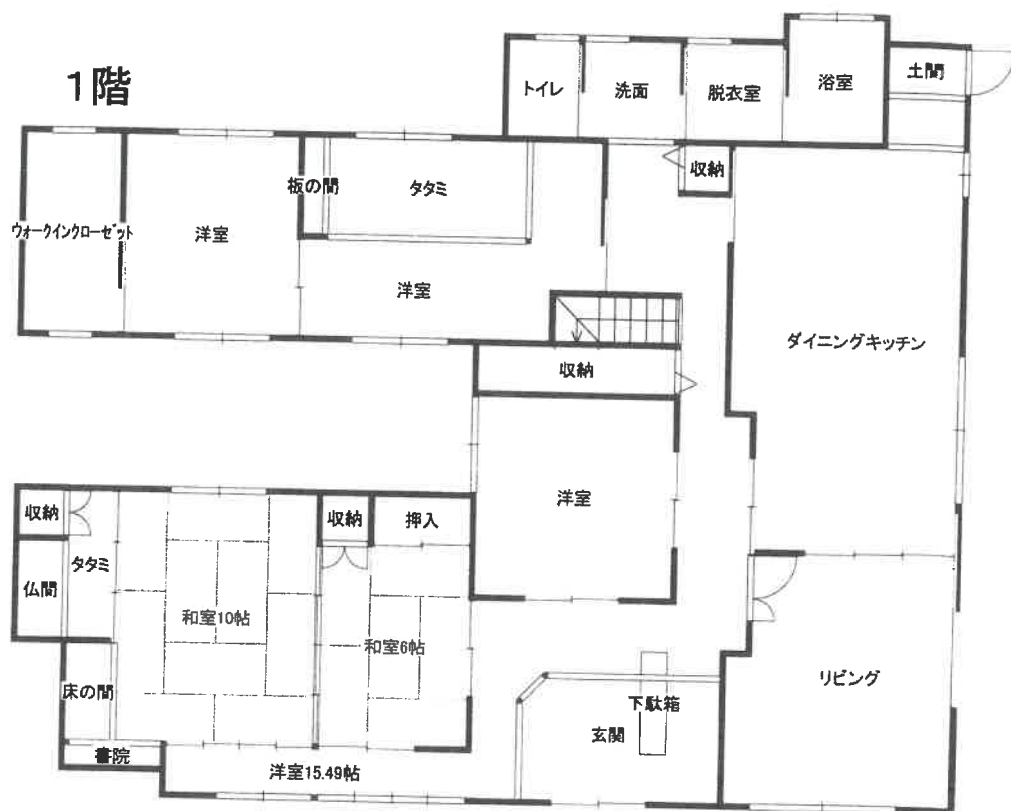
1557-2

（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

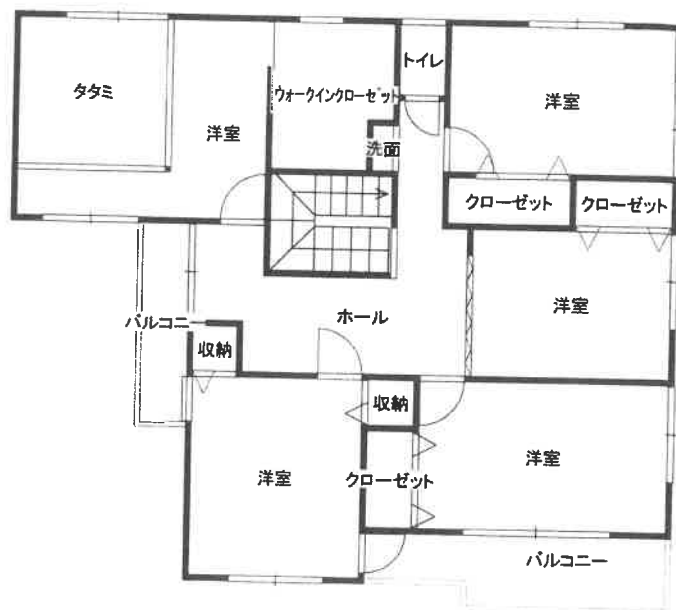


建物間取図(概略)

物件 2
主である建物



2階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。

